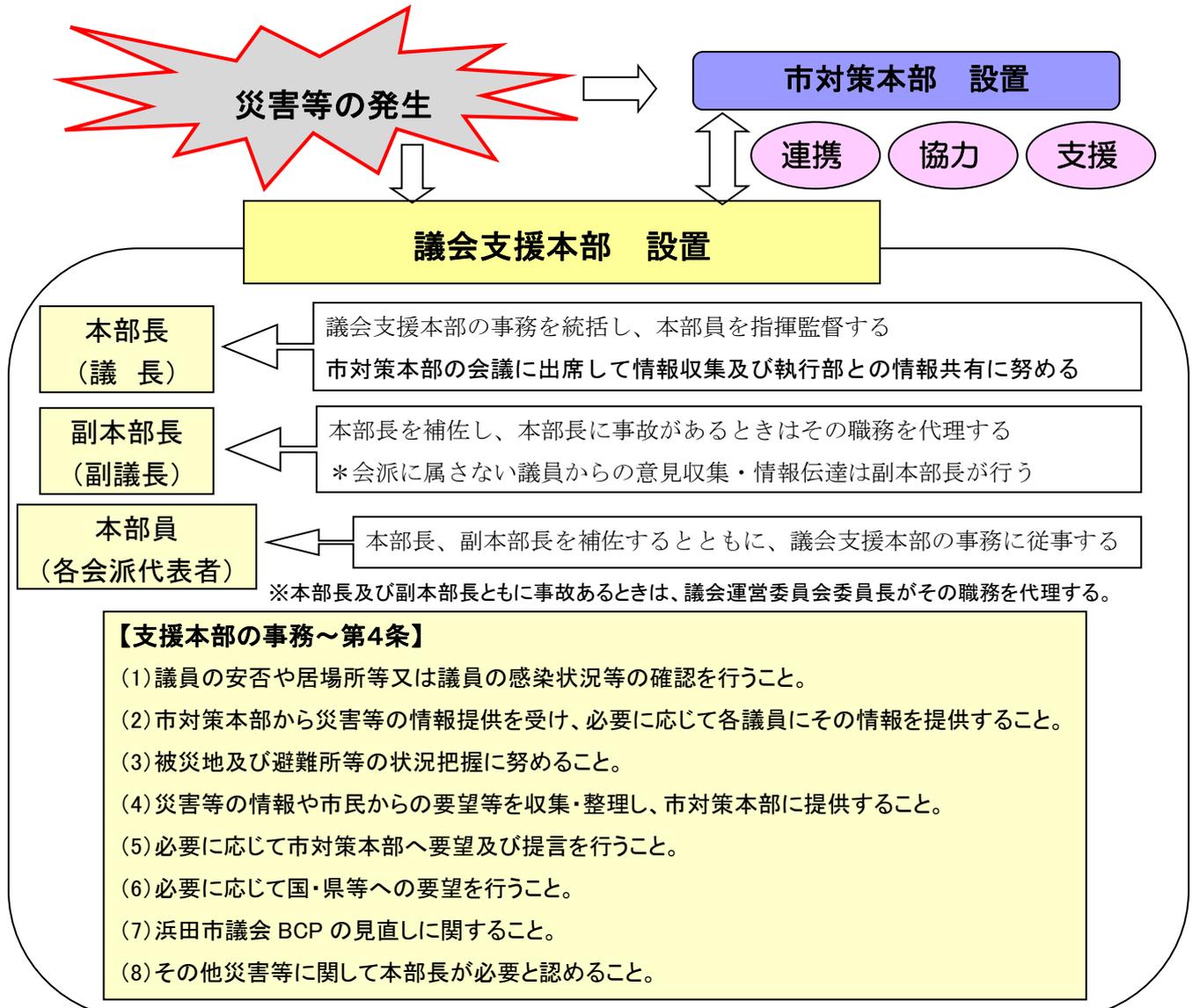


◆浜田市議会災害等対策支援本部における対応要領フロー

浜田市議会基本条例第5条の規定に基づき、浜田市において地震や水害等の災害や感染症等の発生、拡大（以下「災害等」という。）があった場合に、浜田市議会災害等対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を設置し、執行機関である浜田市の対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携、協力し、災害等への対策活動を支援するとともに、議会として適切な対応を図る。



【支援本部の事務に従事しない議員の任務～第5条】

- (1) 自らの安否や居場所、被災状況や感染状況、連絡先等を議会支援本部に報告し、連絡体制の確立を図ること。
- (2) 議会支援本部から災害等の情報や市対策本部会議での情報提供を受けること。
- (3) 提供を受けた災害情報等を参考にしながら、被災地及び避難所の状況調査を行い、必要に応じて議会支援本部に報告すること。
- (4) 災害等の情報や市民からの要望等を収集し、議会支援本部に報告すること。
- (5) 各地域における災害支援・復旧活動に協力すること。
- (6) 各地域において被災者からの相談に応じ助言に努めること。

【議会事務局の役割～第6条】

議会事務局は支援本部事務局の役割を担う

- (1) 事務局長は対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、各議員との連絡や感染情報の整理など、事務局の業務に従事する